



# いちかわし 農業委員会だより

第50号  
平成26年9月1日

編集／発行 市川市農業委員会 市川市東大和田1丁目2番10号(分庁舎C棟2階)  
電話 047(712)5063



市川のなし「あきづき」

## 残暑お見舞い申し上げます

那須	堀越	三橋	小川	松永	岡本	矢口	金子	宇田	富田	武藤	梶尾	細川	栗山	石井	石橋	原木	大滝	石井	三橋
嘉郎	優	三男	治夫	修巳	好夫	俊治	正	純一	尚武	晃	彌一	佐一	久司	利和	弘嗣	一正	與鷹	克己	弘

市川市農業委員会

# 農業委員が改選されました！

農業委員の任期満了に伴う第22期市川市農業委員会委員一般選挙が行われました。

7月6日に立候補届出を受付け、公選委員の定数15名に対し、15名の立候補届出がありましたので立候補者全員の無投票当選が決まりました。

このうち4名の方が、新しく農業委員になりました。

市長が選任する委員には、市川市農業協同組合から推薦されました細川佐一委員、千葉県北総共済組合から推薦されました富田尚武委員が選任されました。また、市川市議会からは学識経験者として金子正委員、松永修巳委員、堀越優委員の3名が選任されました。

7月22日に市川市長の招集による初総会が開催され、会長には三橋弘委員、会長職務代理者には石井克己委員が選出されました。  
なお、今期委員の任期は平成29年7月19日までとなります。

## 就任にあたって

### 会長挨拶



三橋 弘長  
会長

残暑、厳しき折、農家の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素から農業委員会活動に深いご理解・ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび農業委員会初総会におきまして、会長の大役を拝命することになり、責任の重さを痛感しております。市川市農業の発展のため、誠心誠意努力してまいりますので宜しくお願ひ申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境も、農業従事者の高齢化や後継者不足

など大変厳しいものがございます。

こうした中、T P P交渉への参加、農地中間管理機構の制度化、規制改革会議農業ワーキンググループによる農業改革に関する意見等、農業を未来に承継していくための課題は山積しております。農業委員一同、力を合わせて取り組んでまいりますので、ご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

### 会長職務代理者挨拶



石井 克己  
会長職務代理者

平素より農家の皆様におかれましては、農業行政に深いご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

市川市の農業発展のため会長を補佐しながら農業委員会の運営に全力を尽くしてまいります。今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

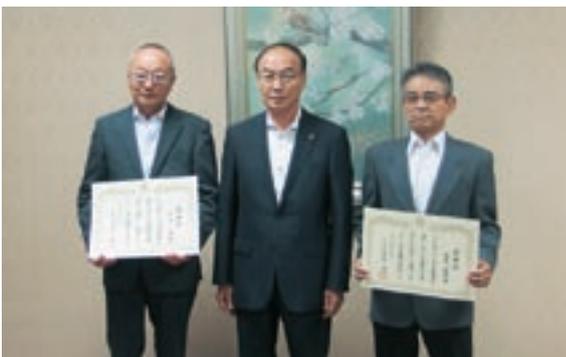
## 退任された農業委員

このたびの改選で左記の方々が退任されました。永年にわたり市川市農業の発展に貢献されたことに対し、心から感謝申し上げます。

- 公選委員 竹内 一雄 (5期)
- 渡邊 和昭 (5期)
- 鳥海 一郎 (1期)
- 石井 敬人 (1期)

### 感謝状贈呈式

8月26日・永年の功労に対し、市川市表彰規定に基づき、市長室にて、行われました。



(左から) 竹内一雄さん、市川市長 渡邊和昭さん

新委員紹介



石井 利和  
公 選



石橋 弘嗣  
公 選



原木 一正  
公 選



大滝 與鷹  
公 選



富田 尚武  
共済推薦



武藤 晃  
公 選



梶尾 彌一  
公 選



細川 佐一  
農協推薦



栗山 久司  
公 選



松永 修巳  
議会推薦



岡本 好夫  
公 選



矢口 俊治  
公 選



金子 正  
議会推薦



宇田川 純一  
公 選



那須 嘉郎  
公 選



堀越 優  
議会推薦



三橋 二三男  
公 選



小川 治夫  
公 選

掲載は議席番号順、  
会長および会長職務  
代理者は前面に掲載  
氏名、選出区分、(敬称略)

# お知らせ

## 農地の賃借料情報

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田の部（一律）	18,000円	26,000円	10,000円
畑の部（一律）	25,100円	40,500円	14,200円
樹園地の部（一律）	51,000円	71,600円	20,000円

農地法第52条の規定に基づき、農業委員会では、地域における賃借料の目安となるような「実勢の賃借料情報」を公表しています。今回の情報は、市内農家が平成25年1月から12月までに契約又は支払われた賃借料（10

アール当たり）です。

毎年、農業委員会で調査を実施し、ホームページ等で公表していきますので、契約更新などの参考にしてください。

## 農地パトロール

これまでの農地パトロールは、農業委員会が自主的に実施しておりましたが、改正農地法が施行され、農地法第30条による農地利用状況調査として法令業務に位置付けられました。

農業委員会では、平成26年9月1日付けで、農地パトロール（利用状況調査）実施要領を施行し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用防止対策等に重点的に取り組むことといたしました。

農地パトロールは、月1回実施しておりますが、特に、9月から11月を農地パトロール強化月間とし、調査を行ってまいります。農地が遊休化していると隣接地

に迷惑をかけるだけでなく、ゴミや残土を不法投棄されたり、雑草が燃えて火事になったりと大変危険です。

農地が遊休化しないよう適正管理をお願いします。

## 農業者年金加入について

農業者年金は、少子高齢化時代を迎え、農業者の老後の生活の安定のため、他の制度には無い安心できる制度です。

農業者年金は積立式年金です。農業従事者なら誰でも加入できます。

毎月の保険料を自由に選択でき、また見直しもできます。

税制面でも優遇されます。農業者年金は国の保険料助成を受けられる唯一の政策年金です。

なお、ご不明な点については農業協同組合（JA）相談部または農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

## 農業新聞のご購読を

「全国農業新聞」は、全国農業会議所が刊行している農家のための情報誌です。みなさまもご購読されてはいかがでしょうか？

毎週一回金曜日発行、購読料月額600円（送料込み）購読をご希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。

## 編集後記

いよいよ収穫の秋を迎え、今年には農作物の出来ぐあいは、いかがでしょうか。農業委員の改選に伴い今後、私達が「農業委員会だより」の編集を担当してまいります。充実した紙面づくりに励んでまいりますので、農業に関する話題等がありましたらお知らせください。

農業委員会だより編集委員

- 三橋 弘
- 石井 克己
- 石井 利和